

令和2年3月18日

社会福祉法人 伊達市社会福祉協議会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日までの 5年間

2. 内容

目標1：全ての職員に対し、産前産後休暇制度、育児休業制度及びその他の両立支援制度の周知や情報提供を行い、対象職員の制度利用に対する理解を促進する。

<対策>

- 令和 2 年 4 月～ 法に基づく諸制度の調査や本会規則に基づく、チラシ等の原案を検討
- 令和 2 年10月～ 法に基づく諸制度や本会規則に基づくチラシ等を作成する。管理職員会議で説明後、管理職員より所属する全ての職員に配布し、周知する。

目標2：所定外労働時間を削減するための月1回ノー残業デーを取り組みやすくするために、課または、事業所ごとに日程を設置して実施する。

<対策>

- 令和 2 年 4 月～ 管理職員会議で説明後、課または、事業所ごとの職員会議で設置日程を検討
- 令和 2 年 7 月～ 課または、事業所ごとに設置した日程により、月1回ノー残業デーの実施
課または、事業所ごとに文書回覧による所属職員への日程等の周知（毎月）